

福祉用具貸与基本契約書

様（以下、「利用者」といいます）と、株式会社ジェイケア（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う福祉用具（以下、「本件用具」といいます）の貸与（レンタル）・販売について、つぎのとおり契約します。

第1条（契約の目的） 事業者は、利用者に対し、介護保険令の趣旨にしたがって、本件用具を貸与もしくは販売し、利用者は事業者に対し、その本件用具の貸与・販売に対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

1. 本件用具貸与契約期間は 令和 年 月 日 から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2. 本件用具貸与契約期間は、利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、原則的に一ヶ月ごとに自動更新されるものとします。

第3条（引渡し）

1. 本件用具の引渡しは、令和 年 月 日 利用者立会いのもとに、事業者に於いて行うものとします。

2. 本件用具の引渡し後、利用者は本件用具の取り扱いの説明を受け、引渡し確認書に捺印するものとします。

第4条（保証） 事業者は、利用者に対し、本件用具について、万一、第三者からの引渡しの要求、その他権利の申し立てがあるときは、事業者において一切引き受け解決し、利用者には迷惑を及ぼさないことをとします。

第5条（サービス提供記録）

1. 事業者は、サービス内容等をサービス記録簿に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。その控えは、利用者の希望があればいつでも利用者に交付します。

2. 事業者は、サービス記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。

第6条（料金） <福祉用具貸与> 本件用具貸与料金は本件用具一式に付き、利用者の自己負担分一ヶ月 円とし、利用者は事業者に 本件用具貸与料金として毎月支払います。

レンタル開始日が15日以前の開始月の料金は、月額レンタル料の全額

レンタル開始日が16日以降の開始月の料金は、月額レンタル料の1/2相当額 レンタル終了日が15日以前の終了月の料金は、月額レンタル料の1/2相当額 レンタル終了日が16日以降の終了月の料金は、月額レンタル料の全額

レンタル期間が1ヶ月以内の場合のレンタル料金は、月額レンタル料の全額 本件用具貸与の開始月内に貸与終了となる場合は、端数換算を行わず、1ヵ月分の料金が発生するものといたします。尚、本件用具貸与料金の支払いは、弊社口座にお振込みまたは現金にて支払いをするものとします。（その他の振込みや支払い方法については別途相談とします）

第7条（福祉用具貸与の中止）

1. 利用者は、事業者に対して、本件用具貸与の中止日を通知することにより、本件用具貸与を中止することができます。
2. 事業者は利用者より通知いただいた中止日、もしくはその他、事業者と利用者の双方にて決定した日に本件用具を引き取りに行くこととします。

第8条（保険） 本件用具は、生産物賠償責任保険（PL法）の対象物となります。

第9条（機器運転）

1. 本件用具は一式に付いて、事業者は取り付け、組み立て時に、その使用方法を説明し指導するものとします。
2. 事業者は、利用者に対して本件用具に付いて、各種取り扱い説明書を交付するものとします。

第10条（契約の終了）

1. 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間をおいて電話連絡や文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

① 事業者が守秘義務に反した場合

② 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

③ 事業者が破産した場合

4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

① 利用者のサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず指定期間以内に支払われない場合

② 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了する場合が御座います。 福祉用具貸与契約の終了

① お客様のご都合で福祉用具貸与契約を終了する場合 契約の終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合で福祉用具貸与契約を終了する場合 人員不足等やむを得ない事情により、福祉用具貸与契約の提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

③ その他の終了以下の場合は、双方の通知がなくても、福祉用具貸与契約が終了する場合が御座います。
・ お客様が介護保険施設に入所した場合に「持ち込み設置」をお客様が拒否した場合、若しくは、持ち込みが禁止された介護施設に入所した場合
・ 介護保険給付で福祉用具貸

与サービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕又は要支援と認定された場合 ※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- (1)ご利用様が亡くなられた場合
- (2)当事業所が正当な理由なく福祉用具貸与サービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合
- (3)お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または 当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約 することができます。
- (4)お客様が、サービス利用料金の支払いを 3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 10 日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所により文書で通知することにより、即座に福祉用具 貸与サービスを終了させていただく場合がございます。

第11条（秘密保持）

1. 事業者、および事業者の使用する者は、本件用具貸与を行う上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密 を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有する ために利用者及び家族の個人情報をサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

第12条（連携）

1. 事業者は、福祉用具貸与・販売を行うにあたり、介護支援専門員および保健医療サービス または福祉サービス を提供する者との密接な連携に努めます。

第13条（相談・苦情対応） 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、福祉用具 貸与・販売に関する利用者の要望、苦情 等に対し、迅速に対応します。

第14条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業者は信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を 持って協議のうえ定めます。

第15条（裁判管轄） この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者と事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに予め合意します。 上記の契約を証するため、本書2通を作成し利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

【利 用 者】

住 所 〒 _____

氏 名 _____ 印

電話 _____ 携帯 _____

【署名代行者】

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

利用者との 関 係

* 注意：原則として扶養者（ご家族）若しくは後見人とします。

署名代行

住 所 〒 _____

氏 名 _____ 印

電話 _____ 携帯 _____

【事 業 者】

愛知県半田市岩滑中町四丁目 73 番地の 1

シャインステイビル No.2 301

株式会社ジェイケア 代表取締役 大橋 将太 印

(事業所名) 福祉用具貸与事業所ジェイケア (指定番号 第 2375702343 号 愛知県)